

産廃いわて

2012-11 平成25年2月4日発行

かわらばん

社団法人 岩手県産業廃棄物協会

〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F

URL:<http://www.iwatesanpai.or.jp>

TEL019-625-2201 FAX019-624-1920



処分場整備基本方針検討委員会

岩手県では災害廃棄物の処理量が急増するなどの状況変化に対応するため、産業廃棄物の新たな最終処分場整備が必要とし、当協会の門脇会長などを委員とする基本方針検討委員会を設置し検討を進めてきました。

1月30日に最終の委員会が開催され、基本方針に関する県知事への提言内容がまとまりました。

主に石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥が対象規模は最低66万立米（15年間稼働の場合）

将来焼却施設等も建設できる用地を確保

市町村を通じて適地を県全域の中から選定

運営主体は候補地決定後PFIも含めて検討

といった内容です。

来年度から立地場所の選定が始まるとのことです。



新春講演会盛況

1月25日（金）の新春懇話会に合わせて「宇宙創生の謎にせまる国際リニアコライダー計画」と題し東京大学素粒子物理国際研究センター准教授山下了先生に講演していただきました。今回は商工や行政関係の方々も参加していただき、約110人が出席しました。国際研究施設の立地が岩手県に決まれば民族・宗教・文化の異なる沢山の人が集まることになるとか。宇宙の謎が一層解明されるとか。夢のような話です。



環境法に放射性物質適用

環境法の条文には「放射性物質の汚染や防止には適用しない」という適用除外規定があり、原発事故には対応できないため、環境省は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法、環境影響評価法について、放射性物質による汚染にも適用できるように改正する方針を固めた模様です。

福島原発のような事故は想定していなかった、ということでしょう。

放射性物質対処特措法には、施行から3年後の状況を踏まえて法令の見直しを検討するという附則があり、同じ適用除外規定がある廃棄物処理法や土壌汚染対策法などは、特措法の見直しスケジュールに合わせて除外規定を削除するかどうかを判断するとのこと。



環境配慮契約法基本方針

12月に環境配慮契約法に基づく基本方針の見直しが閣議決定されました。

具体的な内容は国の省庁ごとに決められることですが、基本方針をクリアする事業者は、国が発注する産廃処理を受託する際に有利になると予想されます。

- ・温室効果ガスや環境負荷の削減
- ・環境報告書等の公表
- ・適正処理や環境配慮に関する従業員研修・教育
- ・優良基準への適合（特定不利益処分5年間なし、インターネットによる情報公開、ISO14001等の認証、電子マニフェストへの加入、財務体質の健全性）
- ・低公害車の導入
- ・熱回収の実施（焼却処理の場合） など



大震災を経験して

大震災を経験して色々なことが分かりました。昨年10月に開催された「産業廃棄物と環境を考える全国大会」で門協会長から提言しました。課題は沢山ありますが復興に向けて冷静な判断が必要です。

1 制度的な課題

災害廃棄物は生活系ごみと同じ一般廃棄物になります。産業廃棄物用の破砕機などを使用する場合は一般廃棄物処理施設の許可申請等の手続きが必要ですが、この手続きに長期間要しているのが実態です。一般廃棄物としても産業廃棄物としても処理できるような制度にして欲しいと思います。

2 被災現場での課題

防腐処理していない柱や梁は屋外に長期間放置されているので、腐食・劣化し建築資材としてはほとんど再利用することはできません。

選別の手順は、粗選別で運搬し到着後細選別が、また、処理手順は、分別してから破砕が合理的です。

災害廃棄物が野ざらしのまま放置され、ねずみ・害虫の発生、堆積場所からの飛散、長期保管による汚水浸透、立入りの危険性など課題が多くあります。

3 復興に向けた課題

災害廃棄物が片付かないと復興工事が始まりません。復興工事が始まらなければ災害廃棄物を資材として活用できません。

岩手県は市町村から災害廃棄物の処理を受託していますが、県の場合は被災市町村とは違ってWTOの制限が適用され、緊急対応のための随意契約による発注ができず、入札手続きに時間を要しています。

4 目指す方向

前例のない大規模災害が必ず起こることを想定し、法やインフラ等の見直し、整備を急ぐこと。

廃棄物の項目に「災害廃棄物」を加えること。処理の発注者は市町村（特例として都道府県）とし、一廃許可でも産廃許可でも可とすること。

非常時に備え、復旧作業に必要な機材等と共に知識経験ある人材も把握しておくこと。

早期の復旧復興はがれき処理が鍵を握る。現地での処理と復旧資材への活用のシステムを確立しておくこと。

災害復旧における産業廃棄物協会の役割として技術やノウハウ等を行政を含め関係方面に理解してもらう努力をすること。



産廃処理実務者研修会

産業廃棄物処理実務者研修会を1月16日(水)と1月17日(木)に盛岡市のアイーナで開催しました。

参加者は、両日で定員300名を超えるほどの大盛況でした。



海洋汚染防止法改正

海洋汚染防止法が改正され、海域への廃棄物の排出規制が強化されました。これにより陸上処理が増えると思われます。排出事業者は船舶雲合事業者になり、陸揚げ時にマニフェストの交付が必要になります（交付年月日は陸揚げする日）。また、他の船舶を経由してから陸揚げする場合には、経由分につき収集運搬業や処理施設の許可は不要です。



事務局便り

【会員の方へお願い】

会員事項に変更があった場合は、「変更届」の提出をお願いします。様式は、協会ホームページ（会員の方へ）からダウンロードできます。

編集後記

皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。

インフルエンザが流行っています。うがい手洗いなどで予防し、体調管理には十分ご注意ください。